

和光市内保育所及び小規模保育事業所等  
和光市学童クラブ  
在籍児童保護者等の勤務先の皆様

和光市子どもあんしん部  
保育サポート課長  
保育施設課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る保育施設等の登園・登所自粛要請について（お願い）

日頃より、本市の子ども・子育て支援行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

この度、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県に緊急事態宣言が発令される見込みとなっております。

そのため、本市としましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、市内保育施設及び学童クラブについて両親共に医療従事者や社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な方を除き、登園・登所の自粛をお願いすることとなりました。

登園・登所自粛要請期間は、5月6日までとなります。なお、その後も必要に応じて延長する場合があります。

つきましては、在籍児童保護者等の勤務先の皆様におかれましては、その間の特別のご配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、本市の新型コロナウイルス感染症に係る各施設の対応につきましては、下記のとおり本市ホームページに掲載しておりますので、必要に応じてご確認をいただけますと幸いです。

末筆となりますが、貴社のご発展をお祈り申し上げます。

記

## 1 保育所及び小規模保育事業所等

和光市ホームページ『保育園等における新型コロナウイルス感染症関連情報』

URL : <http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/hoikuen/19275.html>

ナビ: 健康と福祉 > こども福祉 > 保育園 > 保育園等における新型コロナウイルス感染症関連情報



## 2 学童クラブ

和光市ホームページ『学童クラブにおける新型コロナウイルス等による感染症予防の対応について』

URL : <http://www.city.wako.lg.jp/home/fukushi/kodomo/hoikclub/19350.html>

ナビ: 健康と福祉 > こども福祉 > 学童クラブ > 学童クラブにおける新型コロナウイルス等による感染症

予防の対応について

以上

担当【保育所等】：保育サポート課 教育・保育事業担当

電話：048-424-9089

【学童クラブ】：保育施設課 施設整備担当

電話：048-424-9131